

# 松山市 S D G s サポーターズクラブ会則

## (名称)

第1条 この会は、松山市 S D G s サポーターズクラブ（以下「本会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 本会は、松山市が、個々の市民と協働し、次の世代に持続可能で豊かな地域を引き継いでいくため、松山市の S D G s に関する取組についての情報を広く発信し、また共有する等して、S D G s の一層の浸透を図ることを目的とする。

## (事務局)

第3条 本会の事務局は、松山市総合政策部企画戦略課とする。

## (活動内容)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) S D G s に関する情報の取得、共有及び発信
- (2) 松山市の S D G s に関する取組に対する応援及び協力依頼
- (3) その他第2条の目的の達成のために必要と認める活動

## (会員)

第5条 本会の会員は、第2条の目的に賛同して入会した個人とする。

## (入会)

第6条 本会への入会を希望する者は、入会申込書又は電子フォーム（以下「申込書」という。）により、本会に対し、申し込まなければならない。

2 市は、入会の申込をした者が次のいずれかの事由に該当する場合には、入会を認めないことができる。

- (1) 申込書の記載の全部又は一部に虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (2) 入会申込者が、自ら又は第三者を利用して、本会の活動に関して次の行為を行い、又は行おうとしている場合
  - ア 本会の活動に関し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ 偽計又は威力を用いて本会の活動を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (3) その他入会を認めることが第2条の目的との関係で不適切である場合

(退会)

第7条 会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することができる。

2 市は、既に会員である者について、前条第2項各号に掲げる事由があると認めた場合には、当該会員を退会させることができる。

3 市は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員が退会したものとみなすことができる。

- (1) 会員が死亡したとき
- (2) 会員と事務局との間で、1年以上連絡を取ることができないとき
- (3) その他、会員が、退会したとみなすことが相当と認められる特別の事情が存するとき

(会費)

第8条 本会は、会員から、会費の徴収を行わない。

(会員の責務等)

第9条 会員は、互いに尊重し合い、松山市、他の会員又はその他の第三者を誹謗中傷し、又はその名誉や信用を傷つけることをしてはならない。

2 会員は、申込書記載の内容に変更が生じた場合には、速やかに本会に伝えなければならぬ。

3 会員及びその関係者は、第7条第2項又は第3項により退会した場合において、一切異議を述べない。

(個人情報に関する取扱い)

第10条 本会が会員等から提供を受けた個人情報については、第4条の活動以外では使用しない。

2 第1項の個人情報は、市が、松山市個人情報保護条例に基づき、適切に管理する。

(会則の変更)

第11条 市は、市が必要と判断する場合、本会の目的の範囲内で、本会則を変更することができる。その場合、市は、変更後の本会則の内容及び効力発生日を、市のホームページに表示し、または会員に通知することで会員に周知する。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、本会に関し必要な事項は市が定める。

## 付 則

- 1 この会則は、令和2年7月17日から施行する。
- 2 令和2年2月6日時点の環境モデル都市まつやまサポートーズクラブの会員は、第6条第1項の入会申し込みを省略できる。